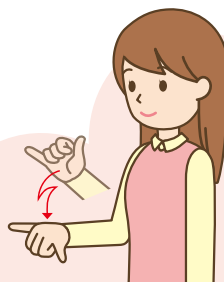


まえばしし 前橋市 ^{しゅわげんご}手話 ^{じょうれい}言語 条例 ^{ができました!}

市民の誰ものが助け合い、支え合う社会を目指して

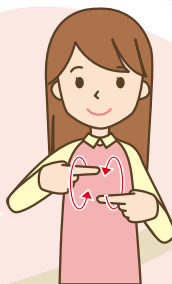
法律上も「手話は言語である」と認められています。「手話」と「ろう者」への理解を深めるとともに、手話を使いやすい環境を整えることで、ろう者と聞こえる人たちがお互いに尊重し合いながら、ともに生きていける地域社会を実現するため、この条例は制定されました。



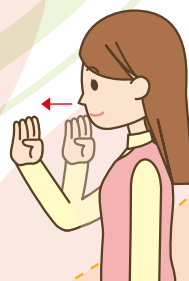
前橋



市



手話



言語



条例

【手話とは】

聞こえに障害のある人たちの生活の中から生まれ、発展してきた言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する「目で見ることば」です。

【ろう者とは】

聞こえの障害は、外見からでは分かりません。「全く聞こえない」、「聞こえにくい」など聞こえ方は様々ですが、この条例では、手話でコミュニケーションをとる人たちを「ろう者」と言います。

まえばしししゅわげんごじょうれい けいい おも ないよう 前橋市手話言語条例ができた経緯と主な内容

ろう者は物事を考え、お互いの気持ちを理解するためのコミュニケーション方法として、また、知識を蓄えて文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、ろう者は差別や偏見を受けてきました。また、手話を使用できる環境が整えられていなかったため、必要な情報が得られない、周囲とのコミュニケーションがとれないなど、多くの不便を感じながら暮らしてきました。

そのような中、前橋市においては昭和43年、県下でいち早く、ろう者と聞こえる人たちが共同で手話サークルを立ち上げ、手話やろう者に対する理解を広げるとともに、多くの手話通訳者を育ててきました。現在では、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は言語であることが明記されており、市全体として、手話とろう者への理解を深めるとともに、手話を使いやすい環境を整えることが求められています。

こうした経緯の下、前橋市議会では、「前橋市手話言語条例」制定に向けて、全会派の代表者7人とろう者の団体やろう者を支援する関係団体が検討を進め、平成27年12月7日の市議会本会議において、全会一致でこの条例が可決されたのです。



目的【第1条】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民・事業者の役割を明確にします。これにより、手話への理解・普及を進め、手話の使いやすい環境を整えることで、ろう者も聞こえる人も、全ての市民がともに生きていける地域社会を実現します。

手話の意義【第2条】

手話は、独自の体系を持つ言語であって、ろう者が人間性を養い、心豊かな生活を送るための言語活動の中で生み出されたものです。

基本理念【第3条】

ろう者と聞こえる人たちがお互いに尊重し合える地域社会を実現するため、ろう者が手話で意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ります。

市の責務【第4条】

市は、手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境を整えるための施策を推進します。

市民の役割【第6条】

市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割【第7条】

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

学校の設置者の役割【第10条】

学校の設置者は、学校で手話を必要とする幼児・児童・生徒・学生がいる場合、必要な支援を受けられるよう努めます。

医療機関の開設者の役割【第11条】

医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう努めます。

市の役割

市は、群馬県と連携・協力し、次のことを総合的・計画的に実施します（第5条）。

- 手話への理解及び手話の普及に関すること
 - 手話による情報の発信及び取得に関すること
 - 手話による意思疎通支援に関すること
 - 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること
 - 手話に関わる専門職の資質向上に関すること
- （第8条）
- 市民が手話を学ぶ機会を確保すること（第9条）
 - 学校において、児童・生徒・教職員に手話を学ぶ機会を提供すること（第10条）
 - 医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境となるよう手話通訳者を派遣する制度の周知等、必要な措置を講じること
- （第11条）
- 聴覚障害の診断等に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講じること
 - ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための取り組みを行う事業者に対し、必要な支援を講じること（第12条）
 - 災害時において、ろう者の情報取得と意思疎通の支援に必要な措置を講じること（第13条）
 - 手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること（第14条）
 - 手話のほか、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聞こえに障害がある人たちの特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講じること（第15条）

き 聞こえないってどういうこと？

聞こえに障害がある人たちとは

聞こえない、聞こえにくい人たちのことを、「耳の不自由な人」とか「聴覚障害者」という言い方をします。同じ聴覚障害者でも障害の状態や育った環境で状況は異なり、次のように呼ばれています。

- ろ う 者：生まれつき、または乳児期に聞こえなくなった人たち。一般的にはろう学校に通い、主に手話を用いてコミュニケーションをとる人たちです。
- 難 聴 者：主に一般校に通い、補聴器をつければある程度聞き取りができる人もいます。
- 中途失聴者：音声言語（日本語）を獲得後、病気や事故等で聞こえなくなった人たち。聞こえなくても話すことができる人が多いです。
- 盲 ろ う 者：「ろうベース」…耳の不自由な人が目も不自由になった場合
「盲ベース」……目の不自由な人が耳も不自由になった場合

聞こえに障害がある人たちのコミュニケーション

聴覚障害者といっても、それぞれの聞こえの状況に応じて、コミュニケーション方法も様々です。主な方法として、手話や筆談、口話などがありますが、ひとつの方法だけを使っているわけではなく、複数の方法を使い分けながら対応しています。

- 手話：目で見て話すことばで、文字通り手を使って話します。手だけでなく、表情や体の動きも上手に使います。
- 筆談：紙や手のひらに文字を書いて伝える方法で、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを利用することもあります。
- 口話：相手の口の形と動きを見て、ことばを読み取る方法です。

聞こえに障害がある人たちが困ること

地域や職場で

相手の言うことがわからないだけでなく、声を出して話すことができない人も多いため、細かいことが伝わらなかったり、誤解が生まれたりします。

銀行や病院などで

銀行や病院で名前を呼ばれても気付かず、「いない」と思われたり、店内や駅での放送がわからなかったりします。

道を歩いているとき、災害が起こったとき

自転車や自動車の音が聞こえず、危険な目にあったり、災害時に状況がわからず、逃げ遅れたりする心配があります。



どのように接したら良いの？

後ろからではなく、前にまわって話しかけてもらおうと安心です。手話で話したり、たとえ手話ができなくても、ジェスチャー（身振り）や指差し、ゆっくりはっきりと話しかけたり、紙に書いたりして情報を知らせてください。

ろう者のコミュニケーションを支えている制度

前橋市では、ろう者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。派遣費用は無料です。

手話通訳

ろう者の表す手話の意味・内容を正しく読み取り、音声言語に変えて聞こえる人に伝え、また、聞こえる人の音声言語を手話に変えてろう者に伝えます。

要約筆記

音声言語を文字に変えて、ろう者に伝えます。1対1のときは紙に書きますが、大人数が集まるところでは、手書きやパソコンに入力した文字をスクリーンに映し出します。

○派遣内容

病院の受診、就職面接、お子さんの学校行事、冠婚葬祭など、社会生活上必要と認められるもの。
派遣希望日の1週間前までに申し込んでください（急用で必要になった場合もご相談ください）。

○申し込み・問い合わせ先

前橋市社会福祉協議会 地域福祉課

〒371-0017

前橋市日吉町二丁目17番地10 前橋市総合福祉会館3階

TEL：027-237-1112

FAX：027-231-6111

○派遣依頼の受付時間

8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始は除きます）

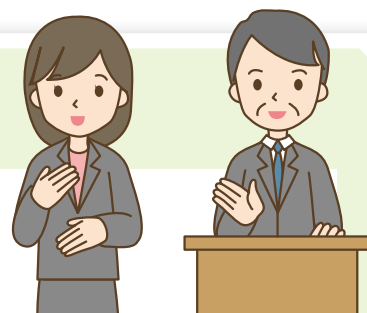
※平日夜間、土日、祝祭日、年末年始の緊急時、手話通訳者に直接派遣依頼ができる“緊急時手話通訳者名簿”を前橋市障害福祉課の窓口で交付しています。名簿が必要なろう者の方は、交付申請をしてください。

手話通訳という仕事

ろう者が社会参加をするとき、音声言語を手話に変え、あるいは手話を音声言語に変える役割を担うのが、手話通訳者です。病院の診察など1対1の場面、会議や集会など多くの人がいる場面、テレビ放送…など、ろう者の日常生活におけるコミュニケーションや情報提供の場面で活躍しています。

手話通訳者は専門的な知識や技術を習得し、あらゆる場面でろう者が主体的に社会参加できるよう、援助をしている専門職です。もちろん、通訳業務中に知りえた情報を第三者に漏らしてはならないという守秘義務を負っています。

手話を知っていても、すぐに手話通訳者になれるわけではありません。手話通訳者になるためには、たくさん研修を受けて知識・技術を身につけ、試験に合格しなければなりませんが、とてもやりがいのある仕事です。ぜひあなたも挑戦してみてください。



じぎょうしゃ みな 事業者の皆さまへ

ろう者が職場にスムーズに適応し、持てる力を発揮できるよう配慮をお願いします。

- 簡単な手話や職場でよく使う用語の手話表現を覚えるなど、ろう者が気軽に話ができる職場の雰囲気作りをお願いします。できれば、職場で手話教室を開いてください。
- 朝礼・打合せなどで筆談するときは、短文でわかりやすく伝えてください。また、表やイラスト、写真などで見てわかる工夫をお願いします。
- 大切な面談や会議・研修などのときは、事業者側で手話通訳者や要約筆記者の手配をお願いします。
- ハローワークの支援制度(事業主支援、特定就職困難者雇用開発助成金など)や高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターの支援制度(事業主支援、ジョブコーチ支援など)、同高齢・障害者業務課の支援制度(手話通訳担当者の委嘱助成金制度など)を活用してください。

【ハローワーク前橋】

TEL:027-290-2111
FAX:027-290-2539

※関係機関と連携しながら様々な相談・支援を行っています。

【高齢・障害・求職者雇用支援機構群馬支部】

●群馬障害者職業センター ●高齢・障害者業務課
TEL:027-290-2540 TEL:027-287-1151
FAX:027-290-2541 FAX:027-287-1512

がっこうとう せっちしゃ みな 学校等の設置者の皆さまへ

聞こえに障害のある幼児・児童・生徒・学生が、十分に教育が受けられるような環境整備や支援をお願いします。

- 聞こえに障害があっても学校生活に適応できるよう、手話を含むいろいろなコミュニケーション方法について学ぶ機会を設けてください。まわりの人が手話を覚えて、気軽に話ができる環境を作ることも大切です。
- 授業等では、板書、スライド、イラスト、表を活用するなど、見て分かる工夫が理解につながります。
- 授業の理解に必要なときは、学校側で手話通訳者や要約筆記者の手配をお願いします。
- 周囲の雑音をできるだけ取り除くなど、配慮や工夫をお願いします。ろう学校の聴覚障害支援センターなどに相談してみてください。

【群馬県立聾学校 聴覚障害支援センター】

TEL:027-223-3233
FAX:027-243-6255

た そうだんきかん その他の相談機関

事業者・学校の手話教室に講師を呼ぶとき 【前橋市障害福祉課(紹介窓口)】

TEL:027-220-5711
FAX:027-223-8856

事業者・学校側で手話通訳者を手配するとき 【群馬県手話通訳派遣事務所】

TEL:027-280-4151
FAX:027-280-4182

事業者・学校側で要約筆記者を手配するとき 【群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ】

TEL:027-255-6633
FAX:027-255-6634



いりょうきかん みな 医療機関の皆さまへ

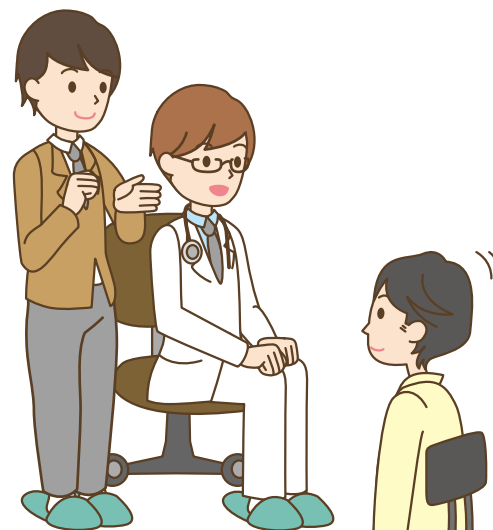
病院・医院は患者さんの命とかかわる大切な機関であり、コミュニケーションがとても大切です。ろう者が信頼・安心して受診・相談できるよう、ろう者や手話のことを理解し、患者さんの思いに寄り添った対応をお願いします。

》診察前

- 受付では、手話や筆談でわかりやすく、丁寧に対応してください。
- 名前や番号を呼ぶときは、そばに来て伝えるなど、合図の方法を確認し合ってください。

》診察場面

- 必要に応じて手話通訳者を同席させ、検査や医師の説明がきちんと理解できるようにしてください。
- ろう者と向き合って、ろう者自身との直接のやり取りを大事にしてください。
- 説明はできるだけ具体的に、わかりやすく表現してください。書いてもらうことも有効です。



》入院時

- 入院に関する説明や入院中の医師の説明は、手話通訳を付けることを原則とし、ろう者自身が状況を十分理解し、病気と向き合えるようにしてください。
- 入院中のコミュニケーションの方法については、ろう者、スタッフ、手話通訳者等で話し合い、確認しておきましょう（手話、筆談、口話、コミュニケーションボード等）。

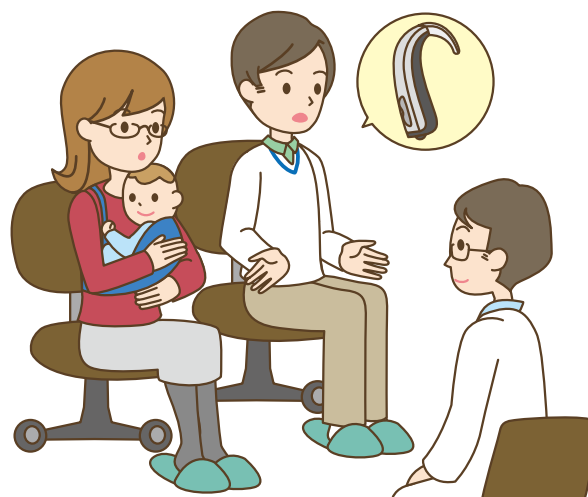
》その他

- 手話サークルや手話講習会に通ったり、院内で手話教室を開催し、ぜひ手話を覚えてください。ろう者は、手話を知っている人に接すると“ホッ”とします。ただし、大切なやり取りのときは、手話通訳者を呼んでください。
- ろう者と会話をするときは、できるだけマスクは外してください。口の形や動きも説明内容を理解する手助けになります。

しんせいじちょうかくけんさ 新生児聴覚検査について

生まれたばかりの赤ちゃんを対象に行う耳の聞こえの検査です。聞こえの障害を早期に発見・対応することで、補聴器の活用や、手話の使用などにより、コミュニケーション能力の向上が図れます。検査については、産婦人科の先生とよく相談してください。

また、医療機関の皆さまは、聞こえの障害が発見された場合、保護者の不安の軽減に努めるとともに、補聴器や人工内耳のこととあわせて、手話に対する正しい情報提供を心がけてください。



しゅわ まな 手話を学ぶには

手話奉仕員養成講座(手話を初めて学びたい方)

前橋市では、手話の実技と手話に関する基礎知識を学び、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話ボランティア(奉仕員)を養成する講座を開催しています。初めて手話に接する人も楽しく勉強できますので、積極的に受講してください。毎年、3月1日号の「広報まえばし」で受講者の募集をしています。

①入門課程

②基礎課程(入門課程を修了した方)

手話通訳者養成研修(手話通訳者を目指したい方)

前橋市では、手話通訳の役割・責務等について学び、手話通訳に必要な知識と手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する講座を群馬県と高崎市との共催により開催しています。毎年3月から4月頃に群馬県のホームページ等で受講者の募集をしています。

③基本コース(手話奉仕員養成講座の基礎課程を修了し、県の選考を通った方)

④応用コース(基本コースを修了した方)

⑤実践コース(応用コースを修了した方)

手話通訳者養成研修を修了し、群馬県手話通訳者認定試験に合格すると、前橋市の手話通訳者として登録できます。



手話サークル

手話サークルはたくさんの人と交流しながら手話を学ぶ場所です。子供から大人まで誰もが自由に参加できます。聞こえる人が会員となり、ろう者に協力してもらいながら、手話を学んでいます。会員が自主的に運営し、様々なイベントも行っています。

手話サークルは聴覚障害者の抱える問題を知り、すべての人が安心して暮らせる社会作りを目的としています。年代や障害を越えて交流し、お互いの違うところ・同じところを尊重し合いながら、市民の福祉向上を目指して活動を続けています。



のびゆくこどものつどい 手話指導



前橋まつり だんべえ踊り



クリスマス会

かんけいだんたい しょうかい 関係団体の紹介

》前橋市聴覚障害者福祉協会

前橋市の聴覚障害者による団体です。昭和23年10月に「前橋ろう福祉会」として、結成されました。現在の「前橋市聴覚障害者福祉協会」という名称は、昭和49年3月に改称されたものです。

聴覚障害者の人権尊重と生活向上、社会福祉の発展を図ることを目的として活動しています。また、会員相互だけでなく、下記関係団体とも連携し、親睦・交流行事のほか、福祉・文化・体育・手話通訳に関する事など、多岐にわたる事業を行っています。

前橋市在住の聴覚障害者であれば、誰でも入会できます。

》前橋市手話通訳者協会

群馬県認定手話通訳者の前橋地域の会です。

手話通訳の技術と知識を高め、通訳活動上の課題解決や手話通訳者の地位の確立のために活動しています。聴覚障害者のコミュニケーション保障及び情報保障を行い、聴覚障害者団体や関係団体とともに活動を進め、聴覚障害者の社会参加と福祉の向上に努めています。

なお、手話通訳者は独自に作成している倫理綱領に基づいて活動し、守秘義務などの責任を負っています。

》前橋手話サークル連絡会

前橋手話サークル連絡会には、前橋市にある6つの手話サークルが加盟しており、「前橋市聴覚障害者福祉協会」、「前橋市手話通訳者協会」など関係団体と連携しながら活動しています。

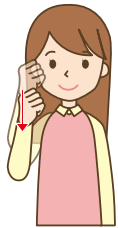
どの手話サークルもいつでも見学・入会できます。ぜひ足を運んでみてください。

サークル名		活動場所	活動日時
みつばの会		前橋市総合福祉会館 (前橋市日吉町二丁目17番地10)	毎週水曜日 19:00～21:00
あさひの会		前橋市総合福祉会館 (前橋市日吉町二丁目17番地10)	毎週木曜日 10:00～12:00
にじの会		南橋公民館 (前橋市日輪寺町158番地)	毎週金曜日 19:00～21:00
四季の会		第五コミュニティセンター 第二集会室 (前橋市文京町三丁目20番地36)	第2・4土曜日 10:00～12:00
鳥居の会		富士見公民館 (前橋市富士見町田島866番地1)	毎週火曜日 19:00～21:00
らっこの会		下川淵公民館 会議室 (前橋市鶴光路町701番地)	第1・3・5火曜日 19:00～21:00

しゅわ しょうかい 手話の紹介

【あいさつ】

おはよう



こめかみにあてた右手拳を下ろす(朝)

胸前で向かい合わせて立てた両手の人差指を同時に曲げる(あいさつ)

ありがとう



左手甲に小指側を直角にのせた右手を上げる

よろしくお願いします



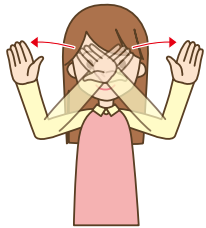
鼻先に置いた右手拳を開きながら、前へ出す

ごめんなさい



右手の親指と人差指で眉間をつまみ、指先を開きながら前へ出す

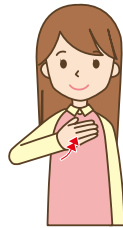
こんにちは



掌を前に向けて交差した両手を左右斜め上へ弧を描いて開く(明るい)

胸前で向かい合わせて立てた両手の人差指を同時に曲げる(あいさつ)

わかる



右手掌で胸をたたく

いくつ?



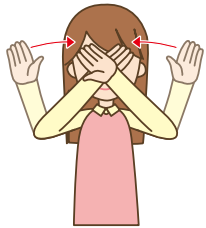
右手掌を上に向け、親指から順に折って握る

誰?



右手指の背を頬にあて、こするよう2回前へ動かす

こんばんは



掌を前へ向けた両手を弧を描いて引き寄せ、目の前で交差させる(暗い)

胸前で向かい合わせて立てた両手の人差指を同時に曲げる(あいさつ)

わからない



右手の指先で右胸脇をはらい上げる

いつ?



両手を上下に置き、同時に親指から順に折って握る

趣味



開いた右手を頬に滑らせながら握る

【緊急時の手話】

火災



両手の指先をつけ、斜めに構え(家)

残した左手の横で指先を上に向けた右手を炎のようにゆらしながら上げる(燃える)

地震



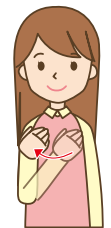
両手掌を上に向けて並べて置き、同時に前後する

危ない



5指を折り曲げた両手を上下に置き、指先で胸をたたく

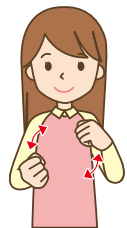
大丈夫



湾曲させた右手の指先を左胸にあててから右胸にあてる

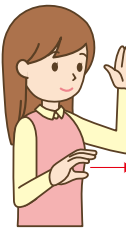
【交通】

車



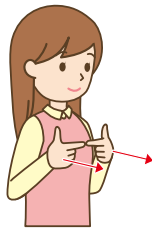
両手拳を向き合わせ、ハンドルを回すしぐさをする

タクシー



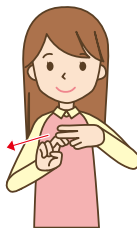
左手を上げ、右手の親指と4指を平行に伸ばし、前へ出す

バス



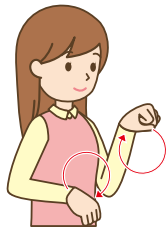
親指を立て、人差指の指先をつけ合わせた両手を前へ出す

電車



左手2指の下に曲げた右手2指をつけ、左手2指の方向に出す

自転車



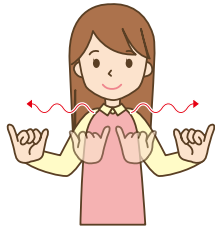
両手拳を交互に前に回転させる

【その他】

ろう者

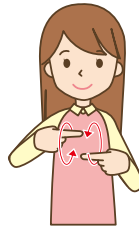


右手掌で右耳をふさぎ、次に口をふさぐ(ろうあ)



親指と小指を立てた両手を左右に半回転しながら引き離す(人々)

手話通訳



両手の人差し指を向かい合わせ、糸を巻くように回転させる(手話)



右手親指を立て、口元で左右に動かす(通訳)

手伝う

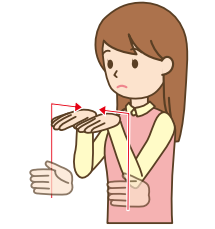


左手の立てた親指の背を右手掌で前に押し出すように2回たたく

病院



右手の人差し指と中指を左手首の内側にあてる(医療)



両手で四角い建物の形を描く

会社



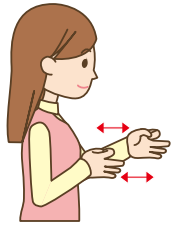
両手2指を立て、頭の脇で交互に前後させる

駅



上向きにした左手掌を右手の親指と人差し指ではさむ

店



両手2指の輪を交互に前後させる

かわ

会話をしてみましょう!!

【あなたの名前は何ですか?】

あなた



名前



何?



【私の名前は群馬です】

私



名前



群馬



【あなたの家はどこですか?】

あなた



家



どこ?

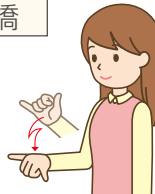


【私は前橋市に住んでいます】

私



前橋



市

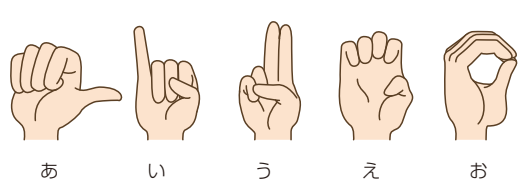


居る

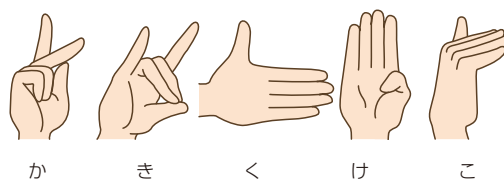


【指文字】(相手から見たものです)

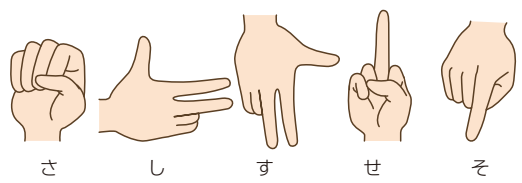
手指で50音を表したものです。名前や固有名詞を表すときに使います。



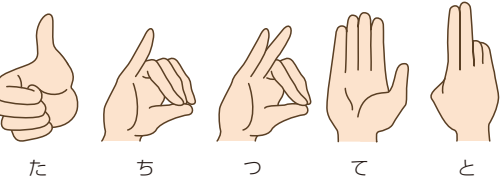
あ い う え お



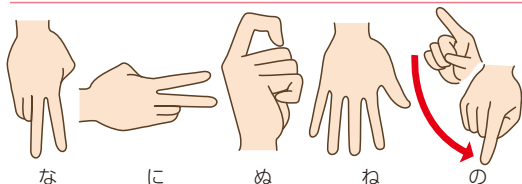
か き く け こ



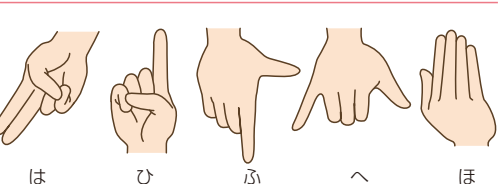
さ し す せ そ



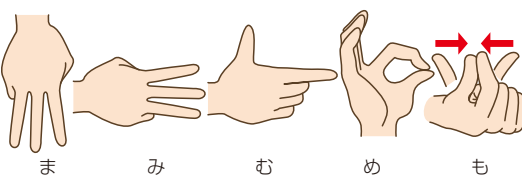
た ち つ て と



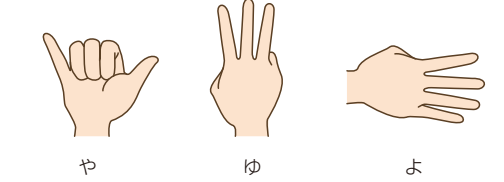
な に ぬ ね の



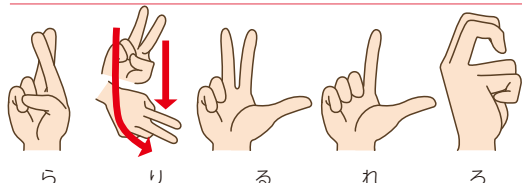
は ひ ふ へ ほ



ま み む め も



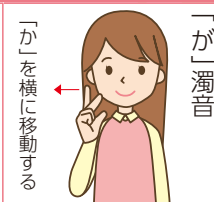
や ゆ よ



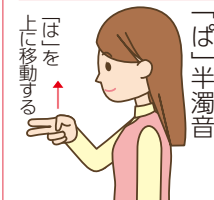
ら り る れ ろ



わ を ん



「が」濁音



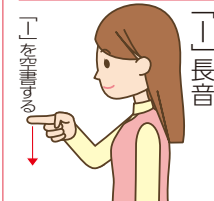
「ぱ」半濁音



「っ」促音

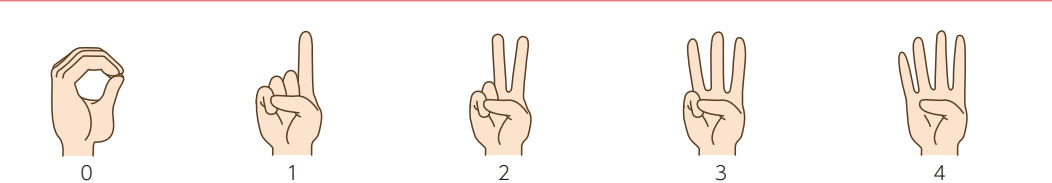


「や」拗音

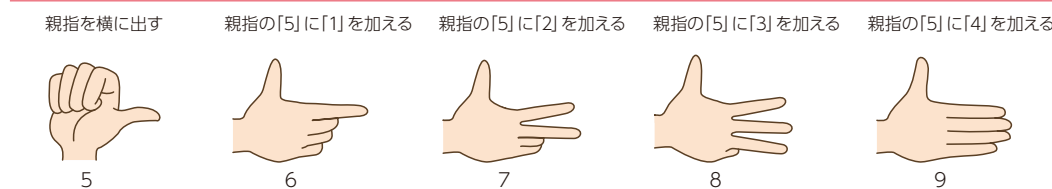


「ー」長音

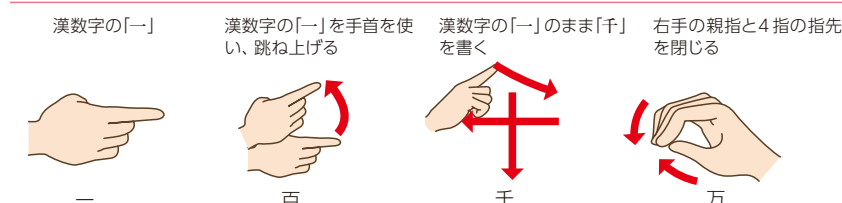
【数字】(相手から見たものです)



0 1 2 3 4



5 6 7 8 9 10



一 百 千 万

みんなで手話を覚えてこー!!



前橋市公式キャラクター「ころとん」

【お問い合わせ先】前橋市福祉部障害福祉課

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号
TEL:027-220-5711 FAX:027-223-8856